

# 共済会退職共済制度にかかる新社会福祉法人会計基準への移行時の取扱いについて

厚生労働省は平成 23 年 7 月 27 日、社会福祉法人の会計方式を統一する新たな会計基準を平成 24 年 4 月 1 日より適用とするとして「社会福祉法人会計基準の制定について」と題する通知を出しました。

新たな会計基準は社会福祉法人のすべての事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用対象とし、平成 24 年 4 月 1 日からの適用となりますが、平成 27 年 3 月 31 日まで(平成 26 年度決算まで)は従来の会計処理によることもできるとしています。

これによる、当会退職共済制度にかかる新会計基準への移行時の取扱いについては、「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い(別紙 2)<sup>\*1</sup>」の「2(5)退職給付引当金に係る調整」に準じて処理することとします。

当共済会では、これまで下記①の方法を採用してきましたので、新会計基準へ移行後は④の方法を採用(従来の会計処理方法は変更しないが、一部勘定科目等の変更あり。)して、退職給付引当金に係る会計処理をして下さい。

また、当会退職共済制度にかかる新旧勘定科目対応表を別紙にて添えておりますので、宜しくお取り計らい下さい。

---

「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い(別紙 2)<sup>\*1</sup>」の一部抜粋

## 2 旧基準からの移行の場合

### (5)退職給付引当金に係る調整

従来、都道府県等の実施する退職共済制度に加入している法人が採用している退職給与引当金に係る会計処理として次の方法が挙げられる。

①退職共済預け金は掛金累計額、退職給与引当金は期末退職金要支給額で計上する方法

②退職共済預け金、退職給与引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法

③退職共済預け金、退職給与引当金共に掛金累計額で計上する方法

これに対し、会計基準では、下記④~⑥の方法を認めている。なお、期末退職金要支給額とは、都道府県等の実施する退職共済制度における約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額をいう。

④退職給付引当資産は掛金累計額、退職給付引当金は期末退職金要支給額で計上する方法

⑤退職給付引当資産、退職給付引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法

⑥退職給付引当資産、退職給付引当金共に掛金累計額で計上する方法

会計基準への移行に当たり採用できる会計処理の方法は、従来採用している会計処理の方法により次のように区分されるが、移行時に限り、従来採用している方法から会計基準で認められるそれぞれの方法への変更を認めることとする。

・従来、①を選択している法人

④の方法を選択することを原則とするが、⑤又は⑥の方法に変更することも妨げない。

・従来、②を選択している法人

⑤の方法に移行することを原則とするが、④又は⑥の方法に変更することも妨げない。

・従来、③を選択している法人

⑥の方法に移行することを原則とするが、④又は⑤の方法に変更することも妨げない。

なお、独自に退職金制度等を設けている場合においては、「運用指針」20(2)アに留意して退職給付引当金を計上することとする。

また、退職給付引当金を新たに計上する場合の会計基準変更時差異については、会計基準移行年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。

(※1) 社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について(平成23年7月27日/雇児総発0727第3号/社援基発0727第1号/障障発0727第2号/老総発0727第1号)で通知された「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い(別紙2)」のことで。

---

旧会計基準(平成12年度適用)と新会計基準(平成24年度適用)の共済会に係る勘定科目比較表

旧会計基準

新会計基準

【資金収支計算書】

経常活動	収入	
	支出	人件費支出 退職金 事務費支出 福利厚生費
施設整備等	収入	
	支出	
財務活動	収入	その他の収入 退職共済給付金収入
	支出	その他の支出 退職共済預け金支出

【資金収支計算書】

事業活動	収入	
	支出	人件費支出 ▶ 退職給付支出 事務費支出 福利厚生費
施設整備等	収入	
	支出	
その他の活動	収入	積立資産取崩収入 ▶ 退職給付引当資産取崩収入 退職共済預け金取崩収入
	支出	積立資産支出 ▶ 退職給付引当資産支出 退職共済預け金支出

【事業活動収支計算書】

事業活動	収入	引当金戻入 退職給与引当金戻入
	支出	人件費支出 退職金 事務費支出 福利厚生費 引当金繰入 退職給与引当金繰入
事業活動外	収入	雑収入 雑収入
	支出	雑損失 雑損失
特別収支の部	収入	その他の特別収入 その他の特別収入
	支出	その他の特別支出 その他の特別支出

【事業活動計算書】

サービス活動	収益	
	費用	人件費 ▶ 退職給付費用 事務費 ▶ 福利厚生費
サービス活動外	収益	その他のサービス活動外収益 ▶ 雑収益
	費用	その他のサービス活動外費用 ▶ 雑損失
特別増減の部	収益	その他の特別収益 ▶ その他の特別収益 ▶ 退職給付引当金戻入益
	費用	その他の特別損失 ▶ その他の特別損失

【貸借対照表】

資産の部	その他の固定資産 その他の固定資産 退職共済預け金
負債の部	流動負債 預り金
	固定負債 退職給与引当金

【貸借対照表】

資産の部	その他の固定資産 退職給付引当資産 ▶ 退職共済預け金
負債の部	流動負債 ▶ 職員預り金
	固定負債 ▶ 退職給付引当金